

移住・定住

住まいサポート リーフレット

— 住宅に関する主な補助制度をまとめました —



房総里山 トロッコ列車

Ichihara Data

千葉県のほぼ中心に位置する市原市。

千葉市や都心部へも身近でアクセスしやすい交通利便性、商業施設などの生活利便性、水や緑の潤いも多い自然環境など家族の暮らしにうれしい住環境が整っています。

【総人口】268,068人 【世帯】131,400世帯 *R6.4月時点



取得

賃貸

その他

結婚新生活応援事業

新婚夫婦の住居費やリフォーム費用、引越費用の一部を補助します。



住宅政策課

☎0436-23-9841

賃貸・リフォーム※¹

最大**60万円**

新築・購入※²

最大**130万円**

【主な要件】

- R6.1.1以降に入籍又はパートナーシップの届出をしている(R6.3.31以前に住宅取得契約を結んでいる場合 R5.3.1～R5.12.31の入籍等も対象)
- 所得の合計が500万円未満(※¹)、550万円未満(※²)
- 年齢がともに39歳以下
- とともに市町村税の滞納がない
- 住宅の取得・賃貸、引越、リフォーム、住民票の異動が完了し、夫婦で同居している

取得

三世代ファミリー定住応援事業

親世帯との同居・近居※するとき、住宅取得費用の一部を補助します。

※ 親世帯宅との直線距離が2km以内



住宅政策課

☎0436-23-9841

市内での転居

最大 **60万円**

市外からの転入

最大**110万円**

【主な要件】

- 中学生以下の子どもがいる
- 所得の合計が550万円未満
- 親世帯が1年以上市内に住んでいる
- 夫婦・親世帯ともに市町村税の滞納がない
- 住宅の所有権保存登記又は移転登記と、住民票の異動後、1年が経過していない

お知らせ

いちはらの子育て・教育関係おすすめ情報

市原市の子育て情報をまとめたページです。
(市原市ホームページ)



「いちはらで働く」市原市公式note

首都圏に近くて、自然も豊かな「ちょうどいい」まち市原市。いちはらで自分らしく働く・暮らす皆さんの「ちょうどいい暮らし」をご紹介します。



note



その他

空き家バンク事業

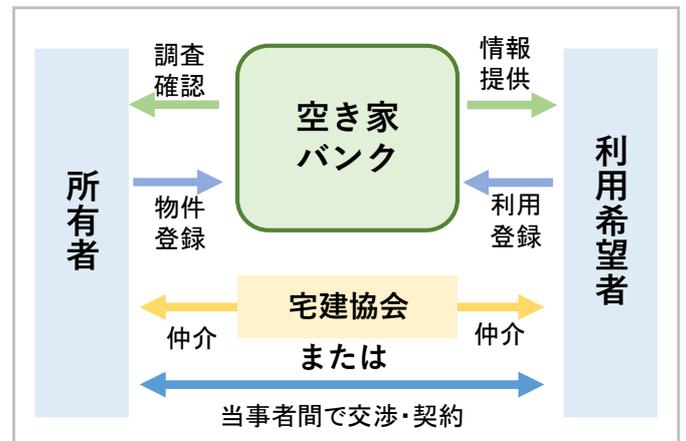
空き家の所有者と、空き家の利用希望者をマッチング※します（登録制）。

※ 市では売買または賃貸の仲介は行っていません。



住宅政策課

☎0436-23-9841



改修

空き家バンク(リフォーム等補助)事業

空き家バンクで購入した住宅を、自らが居住するためにリフォーム等する際、費用の一部を補助します。



住宅政策課

☎0436-23-9841

補助額

最大100万円

【補助対象経費】

- リフォーム等の改修設計費
- リフォーム等の改修工事費
- 「ゴルフ」「アート」「里山」関連の施設整備工事費

【主な要件】

- 補助金の交付決定のあった年度内にリフォーム等が完了すること
- 交付決定後に、市内の法人・個人事業主と締結した工事請負契約により行うこと※

※「ゴルフ」「アート」「里山」関連の施設整備工事を除く。

整備

住宅用設備等脱炭素化促進補助金

脱炭素化・電力の強靱化に資する住宅用設備等を導入した方へ、補助金を交付します。



環境管理課

☎0436-23-9867

補助対象設備

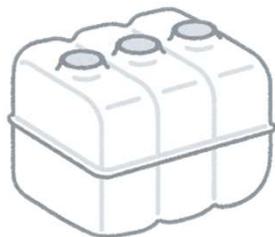
- 太陽光発電システム(※新築は対象外)
- 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- 定置用リチウムイオン蓄電システム
- 窓の断熱改修(※新築は対象外)
- 電気自動車
- プラグインハイブリッド自動車
- V2H充放電設備

* 上記のほか、集合住宅用充電設備に関する補助もございます。各設備の補助額等、詳しくは市ウェブページをご覧ください。

合併処理浄化槽設置事業補助金

クリーン推進課 ☎0436-23-9857

補助対象地域内で、住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助します。



【主な要件】

- 10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する個人
- 設置場所が、市が定める公共下水道事業区域(※一部区域を除く)又は農業集落排水事業採択区域でないこと
- 年度内(2月末日まで)に工事が完了すること

* 地域や浄化槽の種類等により補助金額が異なります。詳しくはウェブサイトをご覧ください。
* 補助対象地域については直接クリーン推進課にお問い合わせください。

改修

住宅改造費助成事業

① 高齢者

高齢者支援課 ☎0436-23-9814

② 重度障がい者

障がい者支援課 ☎0436-23-9815

【主な要件】

- 市内居住の満65歳以上で、要介護3~5の方
- 同居家族のうち、最多収入者の市民税所得割額が16万円未満であること

【対象となる工事】

- 玄関、台所、廊下、居室等の改造
- 簡易移し替え機、便座昇降機、風呂昇降機、段差解消機、階段昇降機の設置



【主な要件】

- 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚の1級・2級の方
- 同居家族のうち、最多収入者の市民税所得割額が16万円未満である方

【対象となる工事】

- 玄関、廊下、居室、浴室等の改造
- 簡易移し替え機、便座昇降機、風呂昇降機、段差解消機、階段昇降機は工事費のみ



注1) 高齢者事業について、介護保険法の「住宅改修費支給」の対象となる工事は助成対象外
注2) どちらも、新築、全面改築、増築に伴う工事等は助成対象外

改修

既存建築物耐震改修等促進事業

建築指導課 ☎0436-23-9091

① 木造住宅耐震改修補助

耐震診断の結果、補強を必要とする木造住宅の耐震性能向上を図る工事に対し、その費用の一部を補助します。
※事前にご自宅の耐震診断を受けていただく必要があります。まずは市の主催する無料相談会へご参加ください。

【対象】

- 平成12年5月以前に木造在来工法で建築された2階建て以下の戸建住宅
- 所有者等が工事後、自ら居住する予定の住宅

補助額

最大100万円



② 指定通学路の危険ブロック塀等改修補助

指定通学路に面して設置された倒壊等の危険があるブロック塀等の安全対策に対し、費用の一部を補助します。

【対象】

- 指定通学路に面する危険ブロック塀等

補助額

最大45万円



③ 瓦屋根耐風改修補助

瓦屋根診断技士等の調査の結果、補強を必要とする瓦屋根の全面改修工事に対し、費用の一部を補助します。

【対象】

- 令和3年12月31日以前に建築された告示基準に適合しない瓦屋根
- ※ 告示基準に適合する瓦屋根(防災瓦)、スレート屋根又は金属屋根等に葺き替えることが条件になります。

補助額

最大55.2万円

